

中津市公式キャラクター 「くろかんくん」の使用について

中津市の公式キャラクター「くろかんくん」の諸権利は、「中津市」に帰属しており、「使用承認申請」が必要です。

「くろかんくん」を使用する（したい）場合は、必ず事前に申請を行い、中津市の許可を受けてください。

◆デザインについて

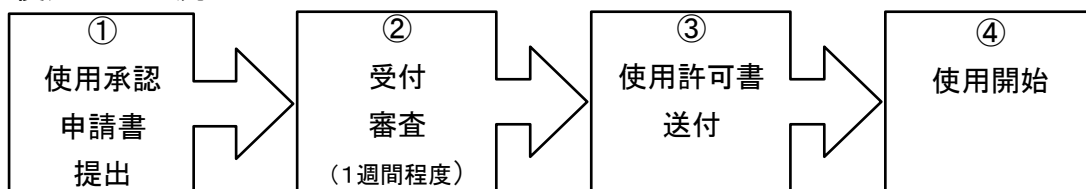
1. 定められた色（表示色又は単色）、形等を正しく使用し、デザインを著しく改変しないでください。
2. 使用する物件の完成見本や企画書、仕様書などを、申請時に合わせて提出してください。但し、現物での提出が困難なものについては、写真や図等確認できるものを提出してください。
3. 商品、商業広告等に使用する場合、使用料はいただきませんが、使用許可にあたっては、使用目的・方法を考慮し、決定します。

◆次のような場合、使用することができません。

- ・「中津市」の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき
- ・キャラクター「くろかんくん」を正しい使用方法に従って使用しないとき
- ・法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき
- ・特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与える恐れのあるとき
- ・その他、中津市が使用について不相当と認めるとき

※ 使用上の詳しい条件等については、「使用規程」をご覧ください。

◆使用までの流れ



⑤使用内容を変更する場合

使用内容変更申請書提出以下、使用申請書と同じ流れ

※ 着ぐるみの使用については、別に定める「着ぐるみ貸出要綱」をご覧ください。